

令和 8 年度「地方公共団体定員管理研究会」開催要綱

1 趣旨

地方公共団体における定員管理の参考指標である定員モデルについて、一般市分及び町村分を改定する。

また、令和 6 年度及び 7 年度に改定した道府県分、指定都市分並びに中核市及び施行時特例市分の定員モデルについて、説明変数としている統計データ等を時点更新した場合における統計的有意水準の到達状況の検証等を行う。

2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」とする。

3 研究内容

本研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- (1) 地方公共団体の定員管理の参考指標「定員モデル」の検討
- (2) その他地方公共団体の定員管理に関すること

4 構成員等

本研究会の構成員等は別紙のとおりとする。

5 座長

- (1) 本研究会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 本研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に本研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、本研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による本研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) 本研究会の会議終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。
ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。
- (3) このほか、本研究会に関し必要な事項は、座長が定める。